

## 第789回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成21年6月17日(水)午後1時30分から  
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第788回教育委員会会議録の承認について
- 4 第789回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)  
平成22年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について (高校教育課)
- 6 専決処分報告  
(1) 第323回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)  
(2) 平成22年度使用教科用図書採択基準等について (義務教育課)
- 7 議 事  
第1号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について (高校教育課)  
第2号議案 宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について (スポーツ健康課)
- 8 課長報告等  
(1) 古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価について (施設整備課)  
(2) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について (施設整備課)  
(3) 新型インフルエンザに係る対応等について (スポーツ健康課)
- 9 資 料(配布のみ)  
(1) 宮城県美術館特別展「前衛のみやぎ - 昭和期芸術の変革に挑んだ表現者たち - 」について (生涯学習課)  
(2) 東北歴史博物館特別展「むかしをたんけん! - とつげきおもしろはくぶつかん2009 - 」について (文化財保護課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第 7 8 9 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 1 年 6 月 1 7 日 ( 水 ) 午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，佐々木委員，小野寺委員，勅使瓦委員，  
小林教育長

### 4 説明のため出席した者

菅原教育監兼教育次長，千葉教育次長，佐藤参事兼総務課長，  
安住教育企画室長，菅原福利課長，後藤教職員課長，竹田義務教育課長，  
菊池特別支援教育室長，高橋高校教育課長，雫石施設整備課長，  
佐々木スポーツ健康課長，青木生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

### 6 第 7 8 8 回教育委員会会議録の承認について

委員長 ( 委員全員に諮って ) 承認。

### 7 第 7 8 9 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。  
議事日程は配付のとおり。

### 8 教育長報告

#### 平成 2 2 年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

( 説明：教育長 )

「平成 2 2 年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について」御説明申し上げます。

資料は，1 ページ及び 2 ページとなる。

1 ページを御覧願いたい。

「平成 2 2 年度県立中学校入学者選抜方針」については，資料に記載のとおりである。

来年 4 月，( 仮称 ) 仙台二華高等学校がスタートするが，これを母体校として，( 仮称 ) 仙台二華中学校が開校するので，これに関係する部分を付け加えている。

続いて，2 ページの「平成 2 2 年度県立中学校入学者選抜概要」についてである。

今回から，「( 仮称 ) 仙台二華中学校」の入学者選抜も行われることから，それに伴って変更した点を中心に御説明申し上げます。

まず，[ 1 ] の「募集」についてであるが，資料のとおり，古川黎明中学校及び仙台二華中学校ともに，男女合わせて 8 0 名の募集となっている。

通学区域については、両校ともに宮城県全域としている。

次に、[ 2 ]の「出願の手続」についてであるが、1の「出願」については、県立中学校は1校に限り出願することができることとしている。

また、仙台市立仙台青陵中等教育学校へ出願する場合は、県立中学校への出願はできないこととしている。

このことについては、公立高校の入学選抜における出願の手続きに準じて対応することとしたものである。

[ 3 ]の「適性検査」の1の「検査場」については、特に仙台二華中学校への出願者数が大変多くなることが予想されるので、近隣の県立高校を使用することも検討している。

2の「検査の方法」については、平成21年度と同様に、「総合問題」、「作文」、「集団面接」を実施する。

[ 4 ]の「選抜方法」と[ 5 ]の「選抜に関する日程」については、資料のとおりである。

以上のとおり御報告申し上げます。

( 質 疑 )

櫻井委員 中学校の入学に際しての検査方法の中で、特に総合問題というものについて質問する。いままで古川黎明中学校と、それから、仙台市立の青陵中等教育学校の中学への入学検査が行われるようになって、その総合問題というのが学力試験であってはならないというようなことを耳にしたことがある。総合問題というのが、詳しくどのような形で行われてきたか。それから、どのような種類の問題で、いままでしこうしてきた中学の例をみて、欠点というか、ここが難しかったというような改善すべき問題というか、悩ましい問題があったら教えていただき、そのことを改善した上で、(仮称)仙台二華中学の入学に際する検査を行うべきだと思うが、そのような問題が浮かび上がってきたかどうかを伺いたい。

教 育 長 併設型の中学校の入学選抜については学力検査を行わないということは学校教育法施行規則で定まっているので、そういう前提で選抜をしている。いま御質問のあった詳細な点については、高校教育課長から説明させる。

高校教育課長 本日お示しをした入学選抜の概要の[ 3 ]の2に総合問題についての方針をアのところで記載している。いま教育長から説明があったとおり中学校の入学選抜にあたっては、学力検査を行わないこととなっているので、各教科の学力検査ではなく、そういった教科や領域を越えた総合的な観点での問題をつくっているところである。与えられた課題を理解し、これまでの体験とか、身に付けてきた力をもとにそれらの課題に対して論理的に考え判断し、それを解決する。そういった表現力をみる問題としている。これまでの学力検査にかわる総合問題の作成にあたっては学力検査に限りなく近づくことが、問題作成の上で大きな課題となるので、そういった特定の教科に限定

した学力検査とならないように配慮を加えながら，身近な題材をもとにして総合的な問題をつくるように改善を加えてきているところである。

櫻井委員 では，いま問題となるようなことは，いままでは無かったと解釈してよいのか。それから，具体的にどのような質問が，もし分かれば，どういう質問で評価されたのか。それから，特別な塾に通って，その総合問題を勉強しなくともちゃんとした学校での教育をしっかりと学んでいる子どもに分かるような問題かどうかを教えてください。

高校教育課長 この総合問題については，小学校の学習，あるいは毎日の家庭での生活，そういった中でしっかりと学校で学習をしてくれば，あるいは家庭生活を普通に送って行く中で気付いたところ，そういったものを中心に題材としているので，特定の対策をしなくとも，そういった問題に対応できるというふうには考えている。今後ともそういった特定の受験勉強をしないとできないというものではなく，小学校の学校での学習で十分対応できるような総合問題として行くこととしている。

櫻井委員 具体的な問題はどこか見れば分かるようになってきているのか。もしいま分かれば，1題でもよいので教えてください。

高校教育課長 ちなみに昨年の問題を御紹介すると，例えば，第一問では，野外活動施設で一泊二日の合宿宿泊体験学習を行いましたというような中で，例えば，大きなテントと小さいテントを何組ずつ使いましたかとか，あるいは星座のことを質問するとか，あるいは牛乳パックを題材にしたような問題であるとか，更には，家族旅行に出かけた時にこういったことがあったということで，建物に関する問題であるとか，あるいは音楽に関して，市の広報用スピーカーから時刻をお知らせする音楽が聞こえてきましたというようなことで，その譜面があって，その曲名を書きなさいというような問題とか，そういったような形で教科領域を越えて幅広く出題をしているところである。

小野寺委員 この選抜の方針については大体分かった。関連して幾つか伺いたい。

最初に，古川黎明中のことについて伺いたい。古川黎明中は開校して5年目である。倍率が3倍程度で推移しているようだが，5年経って，県立の古川黎明中の存在というのが，例えば，近隣の小学校の教育とか，あるいは中学校教育とか，あるいは児童生徒にどのような影響を及ぼしているのか，顕著な影響があるのかどうか，その辺りが一つである。

それから，もう一つは，いまの公教育の課題の一つに，学校種の接続とか，連携があるのかなあと思っている。古川黎明中・高は県内で初めての先駆事例になると思っているし，そういう期待もあるのだが，古川黎明中が5年経って，例えば，一般の学校に参考になるようなこととか，あるいは成果が出ていることについて，やはり広く情報提供して行くことも，一つの役割でないかと思う。最初，その二点についてお伺いしたい。

高校教育課長 古川地区の他の小学校への影響ということであるが、古川黎明中学校に進んでいる生徒の大半が地区の小学校から来ている。その進学をしている小学生の中には学力的に高い生徒もいるし、特徴を持った生徒もいる。そういった形になっているので、必ずしも大きな影響が出ているものとは思っていないが、近隣の中学校からは、当初はやはりリーダー的な存在が古川黎明中に集中するというようなことで、御意見をいただいたところである。そういったところも含めて、近隣の中学校、特に中学校と連携を強めながら学校運営をして行かなければならないということで、校長とも話しをしながら学校運営を進めていただいているところである。その連携についてであるが、中学校と高校との連携という観点では、中学校の学習の中で、学習の内容を深めるという観点から授業の中でいろいろな工夫をしてところであるが、これについてはまだ成果として具体的にお示しできるところまで来ていないと考えている。現在も更に研究を進めているところである。ただ、そういった授業の改善に向けた取組については、毎年授業公開をやっており、近隣の学校にも呼び掛けをしながら、指導主事を招いて授業改善に向けた取組をやっているところである。これについては、古川黎明中学校の授業の実践を広く他の中学校、あるいは高校にお知らせできるチャンスだと考えているので、今後とも積極的にそういった授業研究等の公開を進めて行くように促してまいりたいと考えている。

小野寺委員 いま課長から発言があったように何というか、リーダー的な子どもがある程度集まるといことはあると思うのだが、それが何というか、その地区のレベルアップに繋がればよいが、ちょっとあれすると全体の地盤沈下みたいになるようなことが心配だったから伺った。そのことについては分かった。

それで、もう二点伺いたい。先ほどの教育長の説明にあったように、来年、県立として2校目の中高一貫校が開校する。何か、人気も、関心度も高いようで、倍率が二桁になると言われている。今年、仙台の青陵中が開校したわけだが、そういったことを考えると、やはり小学校教育が変わってくるのかなあと思うところもある。というのは、小学生の受験熱というものが加熱していったり、あるいは、県立中への入学が非常に難関化するというふうなことも考えられると思う。その辺りをどのように受けとめていったらよいのかというのが一点目である。

二点目は、二華中の学校説明会のパンフレットをいただいたが、3月の新聞を見た時に、(仮称)二華中について、日本に冠たる進学校を目指す、それを目標とするという文言が目にとまった。それを見た時に、これは私学の進学校の発想ともとれたわけだが、そうした発想が公立の特色とか、あるいは多様化の側面とも捉えられるが、私自身もその辺りがよく整理がつかないでいる。それで、あらためて県立中高一貫校を設置する狙いとか、役割なの

だが、やはり公教育としての考え方を持った理念とか、ポリシーというものが私は必要ではないかと思う。その辺りについては県としてどのように考えているのか。

教 育 長 古川黎明中学が平成17年度にスタートして、来年度に県立として二校目の二華中学校がスタートするということになるが、これについては、保護者の関心が非常に高いということは間違いないだろうと思う。特に来年開校する二華中学については、相当程度倍率も高くなるというふうな予想を持っている。問題は、将来的に公立の中高一貫教育をどうするか、どのように位置付けるかということになるが、やはり実際にどういった成果が現れるか、暫く時間をかけて見ないと見極めをつけることは難しいのではないかと考えている。したがって、来年度、二華中学校がスタートするという事で、当分、その状況を見ながら将来的な展開をどうするかということを考えるべきだろうと思っている。その公立の中高一貫教育を、そもそもどう考えるかということであるが、いろんな見方があり得ると思うが、私としては委員から御指摘があったように多様な教育の一環というふうな位置付けをすべきであろうと思っている。当然ながら公立としての一定の限界というか、制約はあるかとは思いますが、保護者、あるいは生徒のニーズに対応する多様な教育の一環ということで位置付けて、これが県の教育全体のレベルアップを牽引する一つの力になることを期待したいと思う。

佐々木委員 今日の中高一貫教育をこれからどうしようかという議題ではなくて、選抜方法についての報告かと思う。そういう観点から、いまのことと絡んでぜひ確認しておきたいが、この選抜方法からすると、総合問題、作文、集団面接、これはいずれも具体的な点数化するということは無理な内容の選抜方法かと思う。そうすると、例えば、7倍、8倍の子ども達が集まった場合に、一番からずっと序列化して行って、何人までですと決めることは大変困難な状況になるのではないかと私は思う。もちろん、かなり優れているとか、かなり不適正というようなある程度の判断はできるとは思うが、じゃあ、80人とるところを、65番の子どもと90番の子どものどこで線を引かれるかというのは、大変、私も難しいことではないかと思う。いまの私学の進学校のようなという質問とも絡んでくるが、この選抜方法の中では、例えば、ある程度のふるい分けと言っては失礼であるが、学校の状況について行けるかどうかを判断して、あとは抽選とか、そういうふうな、選抜のどこかで抽選が入るといようなことはないのか。このような判定内容で、例えば、65番と、あるいは78番の子どもと、どの試験でもそうだと思うが、すっかり点数化されていると、ここで切るしかないという状況がでると思うが、かなり幅のある、しかも判定する人によって非常に主観が入る判定の基準の試験ばかりである。この内容というのは。そうであれば、ある程度の枠をとって、

後は抽選でしますよということのほうが、このような選抜内容であれば、最終的な決定をすることに関しては、むしろ平等性が保たれるし、公教育としての目標も達せられるように思う。きちっと、その人数で切ってしまうことができるのか。この選抜方法で。ちょっとそこが不安に思うが、その辺はいかがか。

高校教育課長 この選抜の検査の総合問題，作文，集団面接の三つについては，数値化をせざるを得ないということで，数値化をして80人を選抜をしている。これまでも，古川黎明中学校の選抜にあたって，そういった形で数値化した上で，80人を選抜しているところである。

佐々木委員 そうすると何人の方が，一人の作文は何人の方が読むのか。何人かで読んでその点数でもって平均をとるとか，そういうことなのか。とても主観が入る検査方法だと思うが，いかがか。

高校教育課長 この作文については，複数で採点をするということで，いま委員から御指摘があったような懸念も当然入ってくるので，複数で確認をした上で，そういった平均をとるといった形も含めてできるだけ客観的な数値が出るように工夫をしているところである。

勅使瓦委員 検査方法については大体分かった。ただ，この検査方法で非常に心配なのは，実は入学後の進め方というか，それについて実は私は心配している。というのは，入試の段階で多様な可能性を見極めて選抜をして行こうということなのだが，現実的に入った後，入学した後の授業の進め方というのは，いろんな多様な可能性に向けての授業の進め方というのは，なかなか難しいのが現実だと思う。そうやっていった時にある程度の成績なのか，また別なサイドなのかという形で，ある程度の方向性で，当然中学校の学校経営なので，進めて行かなければならないということからすると，なかなか成績というか，点数はなかなか取れない子どもであっても多様性が非常に良いということで入学を許可した場合に，なかなかその後，入学した後に勉強について行くのが大変だということ，ある私立の中学校でも，そういった現実というものはある。そういったのを幾つか，何人か見ていると，入学した後に非常に苦労して，その後の進路がなかなか難しくなっているという現実も見ているので，その辺が実は非常に心配である。この検査の総合問題とか，作文で判断されて入学した後の子ども達のことを大分心配だなあということを実は思っている。その辺を大分気を付けてやっけて行かないと，なかなかついていけない子どもをどうするのかという問題にまた差し掛かってくると思う。その辺はどういうふうに考えているのか。

菅原教育監 いろいろと御指摘と御心配をいただいているわけであるが，中高一貫校といっても，あくまでも法と制度に基づいた公教育の中での教育であるので，基本的には学習指導要領に則った教育課程，あるいは，一般の公立中学で行

われている学校経営，学校運営，これが基本で進めていただくということにして行かなければならないと思う。そういった意味で多様な子ども達が選抜をしたといえども，子ども達にしても，発達段階からいって非常に盛んな子ども達が沢山入ってくるだろうと思うので，市町村立中学校が対応しているように，スクールカウンセラーの配置とか，あるいは，一般校の場合は，高校の教員と中学校の教員が連携して非常にきめ細かな指導体制を組むといったことが柔軟に対応可能なので，そういったものをフル活用しながら，いま勅使瓦委員から御指摘いただいたような部分について十分対応して行けるような体制を組んで進めてまいりたいと考えている。

小野寺委員　もう一つだけ伺いたい。なかなかこれは難しいところがある。そのうちきちんとした情報公開なんかが求められてくると私は思うので，高校の選抜に準ずるのかどうかと思うのだが，その辺りはこれから検討して行かなければいけないのではないかと思う。それで，資料の選抜方法に調査書とあるが，いままで気付かなかったが，これは校長が作成するというが，この調査書というのは高校入試のものとは違うのであろう。

高校教育課長　小学校の5年生と6年生の生活と成績等をまとめたものを調査書ということを出していただいている。決められた様式で小学校から出していただいているということである。

小野寺委員　そうすると，高校入学の選抜とほぼ準じた形の調査書なのだね。

高校教育課長　高校入試の調査書に比べるとかなり簡略化されているところがあるが，基本的には観点別の学習状況，3段階での評定，あと学級活動，特別活動の記録等を記載していただくこととなっている。

小野寺委員　それが，[ 4 ]の選抜方法の選抜の資料に入ることだね。

高校教育課長　これは選抜の資料に入る。

小野寺委員　これはなかなか難しい。じゃあ，高校入試の調査書と同じような問題はあのだなということである。結局，いろんな小学校から集まってくるわけだから，その辺りが難しいし，必要な資料なのではないかな。

高校教育課長　やはり小学校での学習生活の様子というのは，中学校での学校生活を送って行く上でも大変参考となるし，生活を送って行く適正を見る上でも大事な要素であると考えている。そういった点でも調査書は大事な資料というふうに考えている。

櫻井委員　私もこれに関連して，志願理由書というのが書いてあったが，この間，各地で行われた推薦入試に関する意見聴取会の時も，その学校に志願する理由書が問題となり，だれでも入りたいという気持ちは同じなのに，わざわざ理由書書かせる意味がどこにあるのか，そして，ここに書いてある選抜方法の中に，一列に，総合問題，作文と志願理由書というのが置かれていると，まあ本人が書くのであろうが，それに対する小学校の教諭の指導の仕方だとか



で、随分差が出てくるということで、私はもう少しシンプルに選抜方法を考えてもよいのではないかという疑問がある。小学校の教諭の指導によっても、親の指導によっても、大分志願理由書は差が出てくると思うが、本人の努力であるとか、本人の力を試すべき選抜なのに、親の力だとか、先生の力が関与してくるものが、このように並んでいるというのはどうなのか。

菅原教育監

御懸念のような要素というのは入ってくるのかもしれないが、基本的に高校入試と違うのは、要するに教科毎の学科テストが、今回の中学校入学者選抜については、制度的にできないということであるので、制度上そうなっているのです。いろんな、その子どもの可能性なり、あるいは先ほど御指摘いただいた小学校での生活、学習状況、そういったいろんな要素を加味した上で、その適正を判断し、そして入学を許可するというふうな基本的な考え方がある。したがって、学科選抜だけで、例えば、学力テストのみをもって点数順位を付けて、高校入試もそういうふうにはなっていないわけであるが、そういったことを大きな柱として選抜をするという考え方ではないので、いろんな子どもの、先ほど勅使瓦委員からあったように、いろんな側面なり、能力なり、資質なりを見させていただき、総合的に勘案して入学を許可するというような考え方である。そういう意味で、調査書、あるいは志願理由書の中身の書き方については、櫻井委員御指摘のような部分は十分留意しなければならないのだと思うが、シンプルにという考え方を理解できないわけではないが、できるだけ、その子どもの持っている力を多面的に把握したいということで、こういったような総合問題、作文、集団面接といった若干手がかかるが、十分に見極めた上で、選抜の選考をしたいと考えている。

櫻井委員

一つお願いがある。やはり、一生に一度の中学入試ということに際して、非常に本人達もナーバスに努力をするわけであるので、もし落ちた場合に自分が何で落ちたのかということ学ぶような試験であって欲しいと思っている。一生懸命やったけれど、訳分からないうちに落ちちゃったというのでは、やはり学ぶことが無い。人生はその都度、その都度失敗はあるが、そこから学ぶような教育を私はすべきだと思っている。であるから、自分で書いた志願理由書の、大体の、どういうことで認められる文書だったのかという、情報公開というのか、何だか分からないが、これが参考になっているという状態ではなく、こういうふうに、こういうところを見られて評価されるものだというような指標が少しでもあったほうが、やはり子ども達は失敗から学ぶと思う。まあ、親に助言されて、それから、先生方に教えられて書いたとしても、自分なりに一生懸命書いたものが、なぜ評価されたか、なぜ評価されないかという、ある程度の基準のようなものが公開されると、私はいろいろな手段で選抜を受けても、私はいいというふうに判断できると思うが、とても難しいことを言っているのは分かるが、訳も分からず落ちたというので

あれば、むしろ抽選でばっと落ちたほうがまだ子ども達は気持ちよくその後の人生を歩めると思う。もし私が中学受験をするとすれば、点数が悪かったとか、書き方が悪かったと分かれば、じゃあそこを頑張って高校入試の時に頑張ろうという気になるが、頑張ったのだが、何で落ちたのか分からないというのはやはり避けるべきではないかと思うが、いかがか。

菅原教育監 まったくごもっともな御指摘、御意見だろうと思う。基本的に高校と同様に一定程度の選抜に当たっての基準なり、あるいは必要な情報の公開等々は中学校の入学選抜の中でも行おうということにしており、これまでやってきており、詳細については、高校教育課長から説明させる。

高校教育課長 結果の公開については、公開することでいま委員から御発言があったようなメリットもあるが、逆に、いわゆる受験戦争、受験競争を激化させるという要素も持っているというふうに考えている。仮に総合問題の得点を公表するとなれば、それを基にいろいろなところで対策を、専門にたててくるようなところがあって、ますます競争に拍車がかかるという懸念もある。そういったところで、何をどこまで公開すべきか、現在つめているところである。ただ、検査を受ける前に、こういう観点で評価をしますよということではできるだけ幅広く示すべきだと考えているので、そういったところでまず対応させていただきたいと考えている。

委員長 大変難しいテーマに取り組んでいるのだろうと思うので、勅使瓦委員が発言したような、その後の問題や何かも見ながら、この在り方というものを少し何年かかけて検証して行くことが必要だと思う。まあ、圧倒的に成績が優秀な人だけを集めようというわけではなくて、基本的にはある程度のレベルから、みんなで一緒に学べる人を拾うという感じの仕掛けだと思うので、その選抜がどうあったらよいかというのは、多分いろいろと議論すると大変難しいテーマなのだろう。こういうやり方でやって、問題があるかもしれないが、それを確かめながら確立して行くというような一段階かなあと思うので、ぜひそういう姿勢を持って、取り組んでいただきたいと思います。

## 9 専決処分報告

### (1) 第323回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第323回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本年6月11日付けで、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により本年6月12日付けで専決処分し、異議のない旨の意見を申し出ているので報告するものである。

はじめに、予算議案についてであるが、3ページの第323回宮城県議会提出予算議案

の概要を御覧願いたい。

今般の国の補正予算で措置された地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用して、県立学校の教育用パソコンを整備し、教育環境の充実を図る事業や新学習指導要領に対応するための理科教育設備の整備等を促進する事業、特別支援学校の教室不足解消のための校舎増築事業、太陽光発電システムを導入する事業等について所要の額を計上している。

主な事業の予算については、3ページの一覧のとおりである。

次に、予算外議案の概要についてであるが、4ページを御覧願いたい。

議第101号議案は、本年9月1日に本吉町が気仙沼市に編入合併することに伴い、県立学校条例について、所要の改正を行おうとするものである。

議第102号議案は、来年4月1日に宮城県婦人会館が移転することに伴い、婦人会館条例について、所要の改正を行おうとするものである。

議第111号議案は、宮城県教育・福祉複合施設整備事業に係る契約の締結について、PFI法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

議第113号議案は、旧古川養護学校における生徒の傷害事故に関する損害賠償請求事件に係る控訴の提起について専決処分したので、その承認を求めようとするものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 特別支援学校の校舎の整備費であるが、これは幾つかの学校をやるのか。

教 育 長 今回予定しているのは、石巻と山元の2校である。

佐々木委員 この予算の中でできることなのか分からないが、今日、朝日新聞で耐震構造がまだ十分でない学校が宮城県の中でも数校あるという話が出ていた。まあ全国でも、もちろん宮城県は90%を超えていてとても良いということだとは思いますが、もちろん今年中に十分調査をして、計画をたてる予定であるとなっていたが、やはり特別支援学校とか、あるいは、地震も、特に活断層等があり得るといふふうに予想されている地域を優先的にきちんと整備して行くというような予算的な配慮が、市町村任せなのか、県として少しそれを補って早めに対応するというのが、宮城県は特に地震が予想されているので、あってもよいのかなあというふうに思うが、この中の予算にはそういうことは入らないのか。

教 育 長 県立学校については、基本的に必要な耐震改修は終わっている状況であるが、小中学校については一部耐震化が終わっていないところがある。小中学校の耐震改修については、基本的に県で支出するという形にはなっていない。国の補助を受けて市町村がやるということとなっている。したがって、県の予算には計上されていない。

佐々木委員 そうすると、各市町村に県から早く対応するようにとか、そういうふうな指導というか、お願いは可能なわけですね。

教 育 長 機会がある度に県からは耐震改修を急ぐようにと働きかけはしている。

委員長：（委員全員に諮って）了承。

## （２）平成２２年度使用教科用図書採択基準等について

（説明：教育長）

「平成２２年度使用教科用図書採択基準等について」御説明申し上げます。

資料は、５ページから８ページまでとなる。また、別冊資料が２冊ある。

本年度は、「平成２２年度に中学校で使用する教科用図書」及び「平成２２年度に特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第９条に規定する教科用図書（絵本・図鑑等）」の採択の年である。

採択に当たっては、４月２８日に県教科用図書選定審議会に対して諮問をした。

この諮問についての審議の結果として、資料６ページのとおり６月４日に答申をいただいた。資料７、８ページが、この答申における平成２２年度に中学校及び特別支援学校等で使用する教科用図書を採択する際の基準である。

また、別冊資料の「平成２２年度使用教科用図書選定資料」、中学校用と特別支援学校・特別支援学級用は、具体的に教科用図書を選定する際に参考とするための資料で、それぞれの図書の特徴等についてまとめたものである。

この答申に基づき採択基準等を決定し、教科用図書採択基準及び別冊の教科用図書選定資料を、各市町村教育委員会及び採択地区協議会、県立特別支援学校及び県立・国立・私立中学校に対し、６月９日付けで通知するとともに、公正かつ適正な採択事務が行われるよう指導・助言を行っているところである。

なお、この採択基準と選定資料については、教科書採択事務の透明度を高めるために、県政情報センターでの公表資料となるものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

（質 疑）

櫻井委員 このような教科書の採択というものは毎年行われていることなのか。それから、毎年行われているのであれば、去年と大きく違っていることとかがあれば教えていただきたい。

義務教育課長 教科書採択についてであるが、小学校用教科書と中学校用教科書については、通常４年ごとに採択ということとなっている。今年度は、中学校の採択の年に当たる。特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書、いわゆる一般図書と呼ばれている絵本や図鑑等については毎年度採択となる。

櫻井委員 前回の採択の時と、４年前、去年と何が違うのかを教えていただきたい。

義務教育課長 中学校教科用図書については、採択基準は４年前に作成したものと同様であるが、別冊の採択選定資料については、前回のものに新たに加えた資料がある。２６ページの自由社の歴史教科書について調査した資料である。違いはそのところである。

特別支援教育室長 知的障害の特別支援学校及び特別支援学級については、別冊資料の１２ページから１４ページまでのところをお開き願いたい。この３ページ分につい

ては、小学校の特別支援学級及び特別支援学校の小学部の子ども達を使うということで今回選定している。ゴシックで記載されている部分で4冊ほど御覧いただけるかと思う。計で65冊あるが、今年度は昨年度と変わって4冊を新しく入れ替えたということである。同じく、57ページをお開き願いたい。これが、中学校の特別支援学級及び特別支援学校の中学部の子ども達を使うということで、全部で30冊選定しているが、ゴシックで御覧いただけるとおり2冊が去年と変わって新しく入れ替わっているということである。それが去年と違っている点である。

委員長 (委員全員に諮って)了承。

## 10 議 事

**第1号議案** 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

**第2号議案** 宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第1号議案及び第2号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。  
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

## 11 課長報告等

### (1) 古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価について

(説明：施設整備課長)

「宮城県古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価について」御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧願いたい。

本事業については、本年1月19日に「行政活動の評価に関する条例」に基づき、事業の実施について宮城県行政評価委員会に諮問していたところであるが、本年3月23日に「事業を実施することは妥当と認める」との答申をいただくとともに、6月1日に開催された政策・財政会議において事業の実施が決定されたものである。

「対象事業名」及び「事業の概要」については、資料に記載のとおりであり、本年1月16日開催の教育委員協議会において御説明しているもので、本日は3の「宮城県行政評価委員会及び同委員会大規模事業評価部会の意見等」から御説明申し上げます。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会においては、教育庁から提出した評価調書をもとに、本事業の必要性や有効性、適時性及び効率性などについて、本年1月29日と2月20日の2回にわたり審議が行われ、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会から本年3月23日に「事業を実施することは妥当と認める」との答申をいただくとともに、事業実施にあたり検討すべき事項として4点の御指摘をいただいたところである。

また、この間、本年1月19日から2月17日にかけて県民に対する意見聴取を行い、1件の意見をいただいた。

初めに、(1)の事業実施にあたり検討すべき事項として御指摘をいただきました4点

の内容とそれに対する検討結果について御説明申し上げます。

まず、1点目として、「現校舎は、耐力度調査の結果、危険建物に該当することから、新校舎の供用が開始されるまでの間、生徒や教職員の安全対策について万全を期すこと。また、工事期間中は工事車両や機材に対する生徒等の安全対策についても配慮を行うこと」という御指摘をいただいた。

教育庁としては、この御指摘に対し、平成25年4月の新校舎の供用開始までは、現校舎の維持・保全に万全を期すことはもとより、現在と同様に災害時に備えた避難訓練等について、生徒や教職員の意識を高めながら取り組んでまいりたいと考えている。また、工事期間中の安全対策についても、工事請負業者に対して安全対策を徹底するよう要請するとともに、生徒に対しても指導を徹底してまいりたいと考えている。

次ページを御覧願いたい。

2点目として、「校舎とグラウンドの間に道路を挟む施設配置となっていることから、生徒の交通安全対策については、改築後の施設再配置状況に応じて、従前以上の配慮を行うこと」という御指摘をいただいた。

教育庁としては、この御指摘に対し、生徒指導に万全を期すとともに、道路管理者や警察などとも協議を行い、必要な対策を講じてまいりたいと考えている。

3点目として、「周辺が住宅地であることから、地域住民との対話に努め、工事期間中及び供用後も住民の理解を得られるような周辺環境に配慮した方策を講じること」という御指摘をいただいた。

教育庁としては、この御指摘に対し、改築にあたっては地域住民への説明会を開催し、住民からの意見・要望を踏まえた形で整備してまいるとともに、供用後にいただいた意見・要望に対しても真摯に対応してまいりたいと考えている。また、設計を進める中で、できるだけ地域住民の生活に配慮した校舎配置を検討してまいりたいと考えている。

4点目として、「改築後のグラウンドを有効利用するため、関係者間で十分な協議を行い、計画を施すこと」という御指摘をいただいた。

この御指摘は、改築後に新しく整備する予定のグラウンド内に整備年次が比較的新しい建物が一部残る予定であることからいただいたものであるが、教育庁としては、この御指摘に対し、基本的には、まだ使える建物はそのまま残し、使用するという方向で検討するものの、新グラウンドの一体的な使用という観点からは建物により新グラウンドが分断される等の課題も残ることから、設計の段階までに学校の意見を聞きながら運動施設の配置等を検討し、新グラウンドが有効に活用できるように計画してまいりたいと考えている。

次に、(2)の県民からいただいた御意見とそれに対する検討結果について御説明申し上げます。

いただいた御意見の内容は、「校庭が狭すぎるため、同校に隣接する大崎市所有の諏訪公園と県所有の旧古川合同庁舎跡地を交換し、校地を有効利用すべき」というものである。

教育庁としては、この御意見に対し、設計の段階までに学校関係者の意見を聞きながら運動施設の配置等について検討を行い、新グラウンドが有効に活用できるよう計画してまい

りたいと考えている。

なお、旧古川合同庁舎跡地については、県から大崎市に対し平成20年6月に譲渡しており、同市においては図書館や市民広場などの公共施設を整備する予定と伺っている。

次に、4の「県による評価の結果、事業実施の決定」について御説明申し上げます。

本事業を所管する教育庁としては、同委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について「行政活動の評価に関する条例施行規則」に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した。

また、本年6月1日に開催された政策・財政会議において、ただいま御説明申し上げた教育庁の判断をもとに審議がなされ、本事業の実施が決定されたところである。

なお、資料の3ページに新校舎の建設予定地などを記載した「配置図」を添付しているので、御参考に御覧願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

委員長 これは、ここで議論すべきことではないが、本当は、これは大崎の市庁舎の奥のところにあたるのであろう。バイパスと国道の脇辺りにあるところだと思ふ。この辺は何というか、市街化していったが、大きな骨になる道だとかは、バイパスや国道以外はあまり無くて、病院をつるとかと市が言っているところだと思ふ。本当はこの辺り一帯のまちづくりをどうするのかということが、もう少ししっかり見えているとよい。この中でいろいろ指摘されている道路が分かれているだとか等の話というのは、学校側からだけでは決められない話である。上手く市のまちづくりみたいなものにかかわらなければいけないような気がする。多分こちらのほうは、そんなことを待ってられない話なので、後手に回っている。本来なら市がある程度そういうことも考えながら高等学校という、多分、目玉施設なのだから、そのところ良い恰好で事業を図らなければいけないのだが、ぼんぼんと学校だけを大規模施設と言って予算だけを議論するのではなく、本当は、道とか、周辺環境の整備やなんかについて、自治体としっかり議論して行く雰囲気というか、何というか、風習というか、そういうものを、今後のこととなるが、つけて行く必要があるかなあという感じがする。多分、随分前から議論しているわけだから、その前の段階で何かやれることがありはしなかったかなあと、今からではとても無理だと思うが。

施設整備課長 この学校を改築するに当たっては、場所の選定から始まり、どこに建設したらよいかということも当然第一段階としてはある。ただし、老朽化に伴う施設改修、改築となると時間も限られ、そういったまちづくりの計画の中に位置付けるという時間的余裕も無いことは確かである。それで、今回の大規模事業評価部会の中においても、時期とか、手法とか、環境への影響、ある

いは、地域環境との一体性の有無も含めて議論していただいた。ただ、委員長御発言のとおり地元のまちづくりとかとリンクした形が存在しないので、それらの議論は行われなかったということである。

委員長 しょうがないという状況であるが、本当に良いものをつくろうとしていたら、その辺から変えたくなるが、それは無理な状況である。何か、早めにそういう仕組みをつくれるように市町村なり、何なりに働きかける仕掛けというのをとれるように、この次の次の次ぐらいになるかもしれないが、働きかける必要があるような気がするので、検討していただきたい。

## (2) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

(説明：施設整備課長)

「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」御説明申し上げます。

昨日、文部科学省から平成21年4月1日現在の公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について公表された。それで、本県公立学校施設の耐震改修状況と併せ、その概要について御報告申し上げます。

資料の4ページを御覧願いたい。

はじめに、1の「耐震診断実施率」について御説明申し上げます。

耐震診断実施率については、表下の(注1)に記載のとおり、「昭和56年以前建築の旧耐震基準建物の棟数」に対する「耐震診断実施済の棟数」の割合で算出している。

まず、(1)の非木造の建物についてであるが、平成21年4月1日現在の耐震診断実施率は、小中学校については、県平均で97.5%、全国平均で95.7%。高等学校については、県平均で77.5%、全国平均で93.1%。特別支援学校については、県平均で100%、全国平均で95.5%。幼稚園については、県平均で50.0%、全国平均で79.1%となっている。

なお、高等学校における設置者別の耐震診断実施率については、資料の8ページ上段にある「(2)県立・市立高等学校施設」のF覧「耐震診断実施率」に記載のとおり、仙台市が100.0%、石巻市が100.0%、宮城県が76.1%となっている。

資料の4ページにお戻り願いたい。

このうち、県立高等学校における耐震診断実施率については、表下の(注3)に記載のとおり、算出にあたって分母となる「旧耐震基準建物」の中に、老朽化等に伴い解体が予定されている建物や現在改築中の建物などが含まれているため76.1%となっているが、それらを除くと耐震診断実施率は100%になるものである。

(2)の木造の建物についてであるが、平成21年4月1日現在の耐震診断実施率は、小中学校では、県平均で61.9%、全国平均で12.0%となっており、高等学校及び特別支援学校、幼稚園では対象となる施設はなかった。

なお、木造については、表下の(注2)に記載のとおり平成21年4月から調査対象となったことから、前年及び前々年同期における耐震診断実施率は空欄としている。



次に、5 ページを御覧願いたい。

2 の「耐震化率」について御説明申し上げます。

耐震化率については、表下の（注4）に記載のとおり、「全棟数」に対する「耐震性がある棟数」の割合で算出している。

まず、（1）の非木造の建物についてであるが、平成21年4月1日現在の耐震化率は、小中学校については、県平均で90.1%、全国平均で67.0%。高等学校については、県平均で86.1%、全国平均で67.8%。特別支援学校については、県平均で100%、全国平均で82.8%。幼稚園については、県平均で84.8%、全国平均で60.1%となっている。

なお、高等学校における設置者別の耐震化率については、資料の8ページ上段にある「（2）県立・市立高等学校施設」のL欄「耐震化率」に記載のとおり、仙台市が100.0%、石巻市が45.5%、宮城県が85.9%となっている。

資料の5ページにお戻り願いたい。

このうち、県立学校における耐震化率については、表下（注5）に記載のとおり、算出にあたって分母となる「全棟数」の中に、老朽化等に伴い解体が予定されている建物や現在改築中の建物などが含まれているため85.9%となっているが、それらを除くと耐震化率は100%になるものである。

次に、（2）の木造の建物についてであるが、平成21年4月1日現在の耐震化率は、小中学校では、県平均で73.3%、全国平均で63.4%。幼稚園については、県平均で100%、全国平均で77.0%となっており、高等学校及び特別支援学校では対象となる施設はなかった。

なお、木造については、先ほど御説明申し上げたとおり平成21年4月から調査対象となったことから、前年及び前々年同期の耐震化率は空欄としている。

資料の6ページを御覧願いたい。

3 の「耐震診断結果の公表状況」について御説明申し上げます。

下の参考欄にもあるとおり、「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」が平成20年6月18日に公布・施行されたことに伴い、公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部の校舎等については、耐震診断の実施とその結果の公表が義務付けられたところである。

公表状況としては、平成21年4月1日現在、全国1,880の設置者のうち17.0%にあたる

320の設置者において公表を行っていない状況にあり、そのうち本県においても公表用資料の精査に時間を要したなどの理由により、宮城県ほか4市町において未公表となっているが、昨日現在、県も含めすべての市町において公表を行っているところである。

資料の7ページについては、非木造施設に係る県内市町村立小中学校の耐震改修状況である。

一番上の欄の右から3列目、L欄の「耐震化率」を御覧いただくとお分かりのとおり、

耐震化率が100%となっている市町村は、今回新たに15番の七ヶ宿町及び28番の富谷町が加わったことから14市町村となり、県全体で4割近くの市町村で既に耐震化が完了している状況にある。

資料の8ページについては、先ほども御覧いただいたが、県内の県立及び市立の高等学校施設及び特別支援学校施設並びに市町村立幼稚園施設の耐震改修状況について記載している。

資料の9ページについては、木造施設に係る県内市町村立小中学校及び幼稚園の耐震改修状況について記載している。

その後の資料の10ページから17ページについては、ただいま申し上げた学校区分ごとに都道府県別の耐震改修状況について記載している。

以上、御説明申し上げたとおり、県立学校については平成20年度をもって耐震化を予定していた施設の全てについて工事を完了したところであるが、一部の市町村においては耐震化が遅れていることから、県教育委員会としてはこれらの市町村に対し、耐震化の必要性や国の財政支援措置の拡充等について改めて周知を行うなど、早期に学校施設の耐震化が図られるよう、強く働きかけてまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 市町村立の小中学校の問題は先ほど質問でも出ており、県教委が直接はと  
いうのは出ていたが、一つ教えていただきたいのは、その小中学校の中でも、  
特に気仙沼とか、角田とか、他にも耐震化率が50%、60%しか進んでい  
ない地区がある。気仙沼はこの間も行ってきたが、とても海に近いし、何だ  
か地震が来たらとても危なさそうな地形だと思うが、リアス式海岸でもあり、  
津波とかがあるのに、どうしてこんなに低いかということについては、指導  
はしていると思うが、何が問題で耐震化が遅れているのかを教えていただ  
きたい。

施設整備課長 個別の市町村については、それぞれ財政状況等のいろいろな事情がある。  
それで、気仙沼市についても、私どもで聞き及んだところを御説明するが、  
その前に、全国的になぜ遅れているのかということをも文部科学省が調査した  
結果を公表しているのだから、まずそれをお知らせした後に、個別の市町村の状  
況についてお知らせしたい。耐震化が進まない理由として文部科学省が取り  
まとめた結果、一番目に財政事情が厳しいという回答がくるようである。そ  
れから、対象の棟数が多くて一度に耐震化できない。それから、学校の統廃  
合の問題を抱えている。それから、地域性があるのかもしれないが、地震防  
災に対する意識が低いというものもある。あと他の行政需要や施設整備を学  
校の耐震化よりも優先しているという自治体もあるようである。そのような  
ことがあって、遅れているところが、どういう状況かということで聞いたと  
ころ、気仙沼市の遅れた理由としては、財政事情が厳しいという一般論に終

始するわけであるが、いま現在は市町合併の際の新都市建設計画というものをつくっており、その中に耐震化を位置付け、進めているというような話をうけている。また、角田市については、市の学校施設整備の将来構想を策定し、統合問題を抱えており、その統合問題が解決しないとなかなか整備が進まないということが話されている。それから、東松島市については、15年度の北部地震でインフラの被害を相当受け、その復興に経費が相当かかったというようなことも影響して進まないという形となっている。いずれにしても、これらの市町について、先ほど御発言があったとおり補正予算へ手を挙げて申込みをしているということであるので、耐震化に向けての意識、意欲はあるというふうに私どもは見ているので、引き続き早期に、あるいは重点的に行うよう強く働きかけていきたいと考えている。

櫻井委員

聞くとところによると世界で一番地震が起こりやすい、起こる可能性が高い県は宮城県だそうである。去年の6月の地震のことを考えると、あれは幸いにもというか、たまたま土曜日だったということが影響しているが、このままの耐震率でも明日にも地震がきた場合、学校にいる生徒のことを考えると、とてもお金が無かったとか、将来の云々というのはまったく保護者にとっては理由にはならないと思うので、そここのところの危機管理というのをより一層厳しく見るべきだと思っている。去年も似たような質問をして、似たような回答が返ってきたような記憶がある。それで、地震というのは起きてから慌ててやってもどうしようもないですから、やはり、これだけ声高に危ない県ですよと言われているにもかかわらず、小中学生が勉強する場所である学校が、耐震率が50%台というのは、私はあまりにも情けない話だと思う。他のことを削ってでも、そこにお金をかけるぐらいの意欲というものは無いものなのか。

施設整備課長

県教育委員会としては、第一義的に市町村教育委員会への働きかけを強くしているが、その予算の権限となると市長部局とか、別なサイドもあるので、昨年度はその耐震化についての会議は教育委員会と財政部局と併せて同席していただいて、その説明をするといった取組も行っている。それから、文部科学省も全国的にこういった進まないことに危機感を感じ、先ほど御説明したとおり今年から公表を始めた。要するに耐震診断をしていないところ、あるいは耐震診断の結果を公表しない市町村を、その中に宮城県も入っているが、公表したということは、結局、耐震診断を実施して、その結果を公表して行くことが、地域住民の理解を得つつ耐震化の意識を高めて行く上で重要だという判断である。我々もまったくそのとおりだと思うので、同じような考え方をもって公表された市町村について働きかけてまいりたいと考えている。

佐々木委員

先ほど、これは市町村の事業であって県教育委員会の及ぶところではない

という説明をうかがって、まあ予算というものはそういうふうになっているということであれば、それは仕組み上そういうことだと思ったが、では、耐震化が進んでいない学校、地域が幾つかあって、こういう状況の中で、例えば、いまのお話のように地震が起きて小中学校に被害が発生した場合に県教育委員会としては、そういうところに対してどういう支援なり、対応する準備があるのか。それとも、やはりそういうことがあっても、それは市町村の対応すべきことということで権限外というような考え方で行くのか。その辺を伺っておきたい。起きた場合にやはり同じような方針を貫くのか。その時になって県教育委員会は何もしない、何もしなかったということができるのかどうかを伺っておきたい。

施設整備課長 先ほど教育長からも御説明したが、その学校施設の整備については設置者が行うということで、設置者以外、例えば、県が市町村の学校の施設整備費を肩代わりするという形にはなっていない。先ほどの、今回の緊急経済対策も市町村も県も同じようなメニューが示され、当然このメニューの中には耐震化も入っており、耐震化をしたいという意欲のある市町村は手を挙げて申し込んでいるという状況である。宮城県の場合は耐震化が終わったので、先ほどの予算の中には入っていないが、あくまでも設置者が行うという考え方は変わらないと思う。ただ、その大切さとか、あるいは起こった場合の重大な問題ということを見ると、県教委は常に引き続き強く働きかけるということに尽きるかと思う。我々も時期を捉えて何度も教育長や首長を訪問し、現在でも、こういった数値が上がらないところには、私も含め担当が定期的に市町村に出向いてお話しをさせていただいている状況である。

佐々木委員 それはいまの状況についてである。私が伺ったのは、起きた場合に県教育委員会としてはやはり働きかけだけで対応する予定なのかを聞いている。起きた場合にもそう言っていましたねという、そういうことなのか。それとも起きた場合に対する何か対策支援等の準備があるのか、そのことである。

施設整備課長 学校施設に限定して御説明すれば、これまでも過去に地震で被害を受けた学校施設があるわけである。それについては、こちらで災害の査定のお手伝いをするとか、あるいは災害復旧のお手伝いをするというところに止まっており、実際の経費負担なり、実際に行うのは設置者であるということとなっている。であるから、将来起きた時も県で何をするのかといった場合に予算措置をしてやるという仕組みはいまところはないので、やるとは言えないし、いま御発言のようなことにならないようにとにかく働きかけることに尽きるのではないかと思う。

教 育 長 災害復旧の場合は非常に手厚い国の支援措置があるので、敢えて県が重ねて予算措置をする必要は無いのではないかと考えている。つまり、設置者が国に対して補助の申請をする際のお手伝いという面で役割を果たして行くと

ということになると思っている。

小野寺委員 櫻井委員の発言はいろいろ複雑な思いで聞いていたが、学校施設の安全性の確保については、私は櫻井委員の言うとおりでと思う。本当にそのとおりだと思う。ただ、全県的に見ると耐震化率が90%を超えたということである。そういう点では一定の評価がされるのではないかと思う。それで、先ほど文部科学省が進まない理由をいろいろ、四点ほど説明されたが、やはり自治体の中に財政事情によって一挙に進められないというところはあると私は思う。それが根本的なところだと思うが、やはり何を優先したらよいかということについては、私は設置者というか、政治の判断だと思う。だから、先ほど課長が発言したとおり遅れている自治体ととにかく意見交換を行って、とにかく早期の推進を図るように技術的支援とかもあると思う。そういう支援を働きかけていただきたいと思う。

それで、一つ伺いたい。耐震化の前提、補強工事の前提となる耐震診断をやっていないところもある。全部終わっていないわけである。まあそういうところもあるのだが、遅れている市町村、整備していない市町村がこの年度で耐震化率を100%にするよという目標年次が私はあると思う。それについて県では把握しているのか。

施設整備課長 一覧表になって、どこの市町村のどこの学校が、個別の学校がいつまでという状況の数値等は持っていない。ただし、遅れている学校がいくつあるかというのはすべて把握しており、それについての意見交換はしている。やはり行き着くところは、財政サイドのほうからいま予算的に厳しいという意見が返ってくると教育委員会としては、そこで行動がストップしてしまうという状況があるようである。あと耐震診断そのものが行われないうのは、耐震診断をしてしまうと、その数値が地域住民に分かれて、低いのだから何とかしろというようなのが出てくるということがあり、やらないという市町村も全国的にはあるようである。ただ、そういったところを私どもが、できるだけそういったことが無いように、子ども達の安全のために施設を整備しなければならないということを、とにかく要請し続けるということを、歯がゆいがいま考えている状況である。

小野寺委員 結局は要請だと思うが、未整備の市町村に対して、やはりいつまでやるというような、そういうその年次的な計画、あるいは、ここで完了するという計画が私は当然設定されているのではないかと思うが、はっきり言えば状況を見ながらということなのか。10ぐらいあると思うが。

施設整備課長 状況を見てということである。それで、設定できないのは、財政当局の理解が得られないということと、いま耐震性に問題があるというのは、新しい建物ではなく、やはり20年、30年経っているので、ここで多額のお金で耐震改修するよりはもう少し待ち、新築しようという考えを持っている市町

村もあると聞いているし、あと先ほど御説明したように少子化の関係でいまの規模の学校をそのまま整備するよりは再編統合して、二つ、三つの学校の耐震補強をしないで、一気に一つの学校をつくってしまうというような考え方もあり、いろんな事情があり遅れているというふうに私どもでは考えている。であるので、いつまでやりなさいという強制は当然国でもできないし、国でできるのは補助金を出す際にそういった計画をつくってなければ補助金をだしませんよという、そういったしぼりはできるかとは思いますが、

佐々木委員 いろいろ事情はあると思うが、このような時代に耐震診断をして、その危険が住民に知れると大変問題になるからしないという発想は、とてもいまの時代には無理な発想だということを、つまり、それさえもしていなかったということのほうが責められる時代だということを、こういう状況だけれども、こういう訳でいまのところできないんだということを明らかにしておかないと、やはりいまの住民の多くの方は納得されないのではないかと、ぜひ強く伝えていただきたいと思う。危ないものだからちょっと蓋をしておいたということで、後で皆さんが納得するとは到底思えないということをぜひ伝えていただきたいと思う。

櫻井委員 私も一つ伝えていただきたいことがある。意識の低さにあきれるばかりであるが、やはり学校という場所は、子ども達が教育を受ける場だけではなく、一度震災、災害が起きた場合には避難所になる場所である。そこが半分しか耐震化していないとなると、大地震が起きたとか、そういう時にみなさん避難する場所が無いということである。住民にとってそんなにひどいことはないのですが、これからは本当に耐震化を、50%台の気仙沼市、角田市ということをお機会あるごとに鋭くやはり待ってられないということをおアピールしていただきたいと思う。避難所としての学校ということも考えていただきたい。

委員長 多分、それぞれの自治体のやらなければいけないということがいっぱいあって、その中で人口がどんどん減って行って統合をしなければいけないという話がある中で、悩んで手が着かずにいるという実態なのであろう。想像すれば、やはり次の時代を背負ってくれる子ども達がいるところを、地震がくる確立が高いと言われている宮城県ではしっかり守ろうという話を、本当は県の教育委員会発ぐらいでアピールするとか、これは各自治体の教育委員長にアピールするよりも、市町村長にアピールするぐらいがよいかもしれない。そして、いま櫻井委員が発言したように実際に一旦ことがあった時に地域の非常に重要なコアになるというか、そういうこともあって、それから、生徒の数が少なくなってしまうと合併しないといけないというような時代にたとえなっても、昔の学校というものは、その地域の割に良いところに立地している。だから、そういうものが将来地域を活性化して行くための非常に重

要な拠点となるので、多少お金はかかるが、その市町村にとって損にはならないのではないかというか、教育委員会がアピールするというのも一つの手である。文部科学省は要するにちゃんとしていないところを世の中に知らしめて、各市町村の住民からうちは何でやらないのだと言わせようとしたというようにことだろうと思うが、何か担当部局に任せるだけでなく、我々がやれることがあればやったらよいと思う。下手なことをやるとかえってやぶ蛇となり、とんでもないことになってしまうのであれば指摘していただき、どんな形のことをやれば県の耐震化率を高めることができるか、将来しっかりしたものをつくるにしろ、とにかく、つくる前に地震が起きてしまったのは、後の祭りということもあり得るわけだから、そういうことを何とか緊急にある程度の対策を少なくともとらないといけないといったことをどんなふうに言ったらよいか。少し検討していただきたい。事務局レベルだけでなく、教育委員会という恰好で言ってもよいことがあれば、言ってもよい。

施設整備課長

今回の文部科学省の公表の中で、あえて順位は御報告しなかったが、小・中学校の非木造建物に係る耐震化率を見ると、宮城県は神奈川県に次いで2位という形で、90%を超えているのは3県である。そういう意味では宮城県の取組なり、進み具合というのは全国的には評価されているということである。それで、先ほどやらない理由として文部科学省の調査結果を御説明したが、あれが県内に当てはまるということではない。気仙沼、角田の両市についても、ともに合併の問題、あるいは再編統合の問題、それについては、少子化という全体的な流れがあるわけであるが、それについていままで整備した、生徒急増期に整備した学校施設が大きなままで残っている、これからどうしましょうか、要するにそれを改編する段階で、この耐震化が入ってきているということもあるので、財政的にもなかなか選択が厳しいというふうには我々も見ている。したがって、県内であえてワーストのほうから順番が付いてはいるが、だからと言って、この市町村の防災の意識が低くて、首長を始め、行政の関係者が怠けているという意識は私どもでは持っていない。それなりに各自治体の中でいろいろなことを考えて、いろいろな行政需要の中で、とにかく子ども達のことを考えている姿勢は見えるわけである。であるから、私どもでも何度もお伺いしながら、ともに宮城県全体の底上げのために、下のほうも上げて行くために頑張りましょうという話をしているので、引き続き県教委としても働きかけだけとはいえ、続けてまいるし、あと今回の予算の件もあるので、取組も前向きであるので、もう若干の年次をみていただきたいと私どもは考える。

委員長

毎年、多分このような話になってしまうと思うが、やはり進んでいるというところは、宮城県沖地震が近いうちくるという話があるということが強いと思う。それを、宮城県のレベルを上げるという話よりかは、やはり、その

地域，地域の子供達を安全を高めるといふふうに整理することと，率で議論すると先ほど説明があったように将来は解体するかもしれないものまで母数に入っているから少ないというような話があった。昔建てた建物を全部維持すると考えるか，いま子供達が主として使っている部分については，こういうことをするが，その他のところはしないと考えるか。つまり，地域の実情に即したいろんなことがあるのだろうと思う。本気になって議論をする仕掛けをつくったらよいと思う。最終的には市町村が決めることかもしれないが，非常に少ない子供達が減ることがないようにということは，割に緊急なテーマだと思うので，お願いしたい。

小野寺委員 もう一つだけよいか。この件は，いまの課長説明のとおりだと思う。それで，確かに学校施設の場合，体育館を中心に緊急避難時の避難拠点になるのだが，どうなのか。例えば，これから体育館なんかを建てる時に，結局，学校の体育館というものは，いわゆる防災機能というのはそんなに無い。ただ場所があって，せいぜいトイレがあったとしても一カ所か，二カ所である。だから，私は防災機能という点から考えれば，いままでのような体育館を建てても大して役に立たないなと思うところもある。例えば，これから建てようとする体育館にはそういう防災機能を持たせようという考え方はでているのか。

施設整備課長 必ずしも学校の施設だけが防災拠点なり，避難所ということではない。であるから，位置的にかなり良いところに建っているのは常であるので，皆さんが集まるのだが，市町村によっては，学校ではなく，きちんとした集会所とか，自前のセンターといったところを避難所をしているところもあるようなので，必ずしもそうではないというふうに考えている。

小野寺委員 だから体育館に防災機能を持たせようという動きはないのだね。国の辺りでも。

施設整備課長 一部の市町村ではそういうことを考えているところがあるかと思う。ただ，全国的に学校の施設をイコール防災機能として整備することはなくて，発想はあくまでも子供達の教育の場であるという，それで，何かあった場合には災害のそういう避難所にも使うことがあるということである。災害の拠点，避難所が最初にあきで，その中で子供達を教育するという発想には，まだ全国的にはなっていない。

勅使瓦委員 一つ分からなかったので聞きたい。先ほどの補正予算のところでは，国の補正予算で地域活性化と経済対策の臨時交付金が出ているが，これは各市町村にも出ていると思うが，これの，例えば，この部分の学校へのコンピューター等の買い換えや，あとは各市町村でもそういった動きがあるようであるが，この辺のお金を耐震化に向けるということは不可能なのか。

施設整備課長 この交付金は，ある意味何にでも使えるということである。例えば，主に



文部科学省は耐震化とエコ化，ICT化を三本柱として教育部門にはそういった形でやってくださいということをしているが，これは文部科学省だけでなく全省庁をあげての予算であるので，それぞれの省庁でいろんなメニューがある。そのメニューを選択するのは自治体である。であるから，ある自治体は学校の教育的な整備よりも，別なインフラの整備を今回の補正でやりましょうといった，そういったことも当然あるわけである。使えることは使えるが，使うかどうかは，その自治体の考え方ということである。メニューは何にでも使える，極めて使いやすい交付金制度となっている。

勅使瓦委員 各市町村で，意外とパソコンとかの買い換えを急にお金が出るということで行っているところが比較的多いようなので，なかなかこちらのほうに向けてくれないなあという，実は私の個人的に感じている部分があったものだから伺った。この辺の，例えば，宮城県でも今回これに10億円使うということで，ある程度まとめて進まないところに振り向けて，お貸しすることはできないでしょうが，貸すことができるのであれば，5年で返済してくれとか，そういうことができるのであればある程度進むのかなということは考えていたが，なかなか現実は無理だと思うので，内容は分かった。

委員長 これはなかなか難しいテーマではあるが，何か我々ができることがあれば検討していただくこととしたい。

### (3) 新型インフルエンザに係る対応等について

(説明：スポーツ健康課長)

「新型インフルエンザに係る対応等について」第2報を御報告申し上げます。

最初に，1の「県内発生概要」である。

本県での感染患者の第1例は，岩手県内のバス会社に勤務するバスガイドの女性で，年齢は22歳である。ガイドの業務で松島町滞在中に発熱し，仙台市立病院で診察の結果，新型のインフルエンザA/H1N1の感染が確認された。

感染確認後，宮城県新型インフルエンザ対策本部会議が開催され，県の対応として，感染拡大の可能性は低いことから，学校等への臨時休業及びイベント・行事等の自粛の要請は行わないことや県民に対して感染予防の徹底と正しい情報に基づく冷静な対応をとるよう本部長の知事からコメントがあった。

なお，患者の発生について及び知事コメントの詳細については，後ほど別添資料を御覧願いたい。

次に，2の「国内発生状況」についてであるが，平成21年6月14日現在では，患者数が594人。

臨時休業の措置をとっている学校が，6月12日現在で，千葉県，東京都，神奈川県，福岡県の各学校で，合計58校となっている。

3の5月定例教育委員会以降の「県教育庁の対応」であるが，県教育庁としては，資料

のとおり各市町村教育委員会及び県立学校等に通知や調査を行っている。時系列で御確認いただきたい。

その中で、6月10日に発出した「宮城県における新型インフルエンザの発生について」の中で、県内での感染患者の確認を受けて、これまで、インフルエンザ様疾患発生状況報告を週2回で実施していたところ、毎週月・水・金の3回に変更し、監視体制（サーベイランス）の強化を図っているところである。

最後に、4の「今後の対応」であるが、県内での感染者発生を受けて、知事からは「感染拡大の可能性は極めて低いと考えられる」とのコメントがあり、臨時休業の要請はしないこと等が表明され、県民に対して冷静な対応を呼びかけたところである。

県教育委員会としては、知事コメントを受け、臨時休業の要請は行わないものの、WHOがフェーズ5から世界的パンデミック発生のフェーズ6に引き上げたこと、国内での発症者の大半を10代の若年層が占めていること、学校を媒介として感染が拡大したケースもあることなどから、今後とも監視体制の強化並びに学校での予防対策及びまん延防止対策の実施について、継続して指導してまいる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 毎回言っているようで大変恐縮であるが、県内の学校に配られた対応マニュアルにも、やはりフェーズをA・B・C・D・Eで記載するということがあった。全国的にもフェーズを使う場合は、1・2・3・4・5・6で、世界的に発表されているところで、宮城県の対応マニュアルでA・B・C・D・Eを使うということは、私も2年前に医師を対象とした新型インフルエンザに対応するための県の講習会に出て違和感を感じた覚えがあるので、A・B・C・D・Eでフェーズを表すのと、それから、1・2・3・4・5・6で必ずしも対応していないので、私自身も非常に混乱した覚えがある。実際に各学校に対応マニュアルが配られた時に現場の先生方ともお話しをしたことがある。そうすると、A・B・C・D・Eですよということは分かっているながらも、混乱しやすい。やはり、秋にも、それから、これからどんどん、どんどんパンデミックになるので、いろんな難しいことが起きてくると思う。そういう中であって学校が適切に対応しなければいけないのに、勘違いをするような語句を連絡するというのを、私は避けるべきだと思う。学校で疑わしい子どもが発生した場合に、校長はこうする、教頭はこうする、校医はこうするというような、各担任の先生はこうするというような、いつもみんな確認し合って生活しているわけであるが、その中であって大事な対応マニュアルが、A・B・C・D・Eでフェーズが書いてあったりとか、1・2・3・4・5・6の6になったよねというようなものは混乱を更に面倒くさくするように私は考えてしまうが、現場からそういう声が上がってくるのは、私の周りだけであるのか。それとも、実際に県でもあちこちから、そのよう

な声が上がってきていて、何とかできないのかということを考えているのかを教えていただきたい。

スポーツ健康課長 このフェーズについては、教育委員会が対応していることではないので、県のインフルエンザ対策本部が、あるいは保健福祉部のほうで検討して、こういうフェーズを決めているわけであるから、教育委員会だけが、1・2・3の数字で表すということとはあり得ない。また、いままでの県の対応と国の対応、WHOの対応は違っており、各県でWHOが5に上げたから、県も5に上がるかという、決してそうではない。このアルファベットにしている理由がやはりあり、今回、どんどんフェーズが上がって行った時に、まず国内発生が無ければ、県のフェーズが上がる必要はないわけである。そういうことで、このアルファベットにしているということの意味が、あらためて私はあるのだということを実感している。また、各学校からはそういうフェーズが違って非常に混乱しているという情報はいまのところ入っていない。

小野寺委員 新型インフルエンザの影響が、県内の義務や高校あたりにおいて、学校行事に影響があったのか。例えば、修学旅行なんかで。

スポーツ健康課長 ちょうどまだ強毒か、弱毒か分からない時期に、やはり修学旅行を延期をしたり、あるいは海外の修学旅行を取り止めて、国内に変更したということはある。

小野寺委員 何校ぐらいあったか把握しているか。

スポーツ健康課長 義務関係では2校である。関西方面へ修学旅行を予定しており、延期をしている。また、高校関係ではまだ修学旅行を殆どしていないので、ただ、実習船の宮城丸がハワイ寄港を止め、沖縄に変えた。今後、秋口にまた第二波で来た時に、高校は秋口に修学旅行がひかえているので、海外旅行も含めて懸念されるところではある。

## 12 次期教育委員会の日程について

委員長 定例会は平成21年7月17日(金)午後1時30分から

## 13 閉会 午後3時33分

平成21年7月17日

署名委員

署名委員